

北海道水資源の保全に関する条例の概要

【条例制定の背景】～現行制度では土地所有者の把握や土地取引情報の事前把握が困難

- 本道の貴重な資源である「水資源」に着目し、道独自の条例を検討する。
- 都道府県の権限の範囲を超えるような事項（安全保障上の課題など）については、国に対して必要な法整備を求める

【条例の趣旨】

本道の豊かな水資源の恵みを現在と将来の世代が享受できるよう、水資源の保全に関し、基本理念を定めるとともに、水源周辺における適正な土地利用の確保を図るため、土地取引行為に係る新たな事前届出制を導入する。

第1章 総則	<ul style="list-style-type: none"> ○目的（道民の健康で文化的な生活の確保に寄与） ○基本理念（適切な役割分担による協働等により保全） ○道、事業者、土地所有者等、道民の責務等
第2章 水資源の保全に関する基本的施策	<ul style="list-style-type: none"> ○森林の有する水源涵養機能の維持増進 ○安全・安心な水資源の確保に向けた取組の推進 ○道民等の理解の促進 ○水資源の保全のための適正な土地利用の確保
第3章 水源の周辺における適正な土地利用の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○水資源保全地域に関する基本指針の策定 ○水資源保全地域の指定（市町村長からの提案を基本） ○水資源保全地域内の土地に関する権利の移転等の届出（土地所有者等（売り主）が、契約の3か月前までに知事に届出） ○届出者への助言（適正な土地利用を誘導） ○届出義務違反等に係る勧告・公表
第4章 北海道水資源保全審議会	北海道水資源保全審議会の設置
第5章 雑則	規則への委任
附則 施行期日	<ul style="list-style-type: none"> ○平成24年4月1日施行 （新たな届出制に関する規定は、平成24年10月1日施行）